

第 8 回桑名市五反田事案効果検証委員会

日 時：令和 5 年 1 月 22 日（日）

12：30 ～ 14：30

開催場所：スター 21 大研修室

【議事概要】

- ・水質モニタリング結果を踏まえると、令和 4 年度末に行政代執行を終了できる見込みと考えられる。なお、行政代執行終了の最終判断は、令和 5 年 2 月実施の最終回のモニタリング結果を踏まえて行う。
- ・事案地には廃棄物が残置されていることから、令和 5 年度以降も水質モニタリングと構造物の点検を実施する必要がある。

【内容】

1. 第 7 回効果検証委員会の委員意見および県の対応方針等について（資料 1）

<事務局からの主な説明>

- ・第 7 回効果検証委員会における各委員のご意見に対する県の対応方針を説明した。

2. 報告事項について（資料 2）

<事務局からの主な説明>

【揚水浄化対策について】

- ・全 37 地点のうち 26 地点において 1,4-ジオキサンの濃度低減が確認された。濃度が顕著な地点には、薬剤注入揚水浄化を実施する。

【浄化促進井戸の設置について】

- ・昨年度設置した各浄化促進井戸の東側近傍に新たに 3 本の浄化促進井戸を新設した。
- ・新設した全ての浄化促進井戸で 1,4-ジオキサン濃度が環境基準値を超過した。今後、薬剤注入揚水浄化を実施する。

【注水揚水浄化対策について】

- ・注水井戸を 1-13-2 へ変更したところ、浄化対象井戸 1-11-2 において 1,4-ジオキサンの濃度低減が確認された。

【薬剤注入揚水浄化対策について】

- ・本施工（その 1）で 4 地点に注入したところ、1,4-ジオキサンの濃度低減が確認された。引き続き、本施工（その 2）にて 11 地点に注入する。
- ・注入に伴う、周辺井戸への重金属類の拡散の影響はなかったものと考えられる。

【水質モニタリング結果について】

- ・第 1 帯水層では全地点が環境基準を満足した。第 2、第 3 帯水層では、環境基準を満足する地点が増加したが、遮水壁北側近傍に基準値超過地点が若干残っている。第 2 帯水層の基準値超過地点では薬剤注入揚水浄化を実施する。

<委員からの主な意見>

- ・薬剤注入揚水浄化対策の本施工（その 2）の実施にあたっては、本年度の浄化促進井戸設置時の土壌試験結果だけでなく、昨年度に実施した土壌試験結果も参照して、注入箇所
の土壌の状況を面的に把握しておくが良い。
- ・今回の対策を通して得られる知見を今後も活かせるよう、3 月の最終局面まで慎重に対策を継続されたい。

3. 協議事項について(資料2)

<事務局からの主な説明>

【行政代執行の終了について】

- ・第5回効果検証委員会において設定した終了基準「エリア①における1,4-ジオキサンの濃度年平均値が環境基準を満足していること」を基に、行政代執行終了を判断したい。
- ・年4回中3回までのモニタリング結果から1,4-ジオキサンの濃度年平均値を算出した結果、エリア①の全帯水層が環境基準を満足していることから、令和4年度末をもって行政代執行を終了できる見込みである。なお、行政代執行終了の最終判断は、令和5年2月実施の最終回のモニタリング結果を踏まえて行いたい。

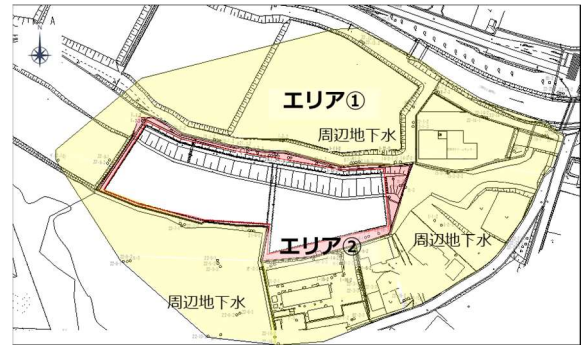


図 エリア①及びエリア②の範囲

【令和5年度以降のモニタリングについて】

- ・第7回効果検証委員会で提示した「モニタリング終了の考え方」を基に、四半期毎に実施するモニタリング結果の連続4回分の平均値から、エリア①及び②の各帯水層の井戸におけるモニタリングの終了を判断したい。
- ・令和5年度のモニタリングでは、「モニタリング終了の考え方」に適合しなかった各帯水層の井戸に加え、河川水、遮水壁内地下水、事案地から河川までの経路上の地下水のモニタリングを実施する。なお、河川水等のモニタリングの終了は、各帯水層の井戸の全てがモニタリング終了となった時点で行いたい。

【令和5年度以降の事案地の点検について】

- ・対策工の健全性や機能把握のための、構造物の目視点検を年1回（最初の2年間は年2回）実施する。なお、大雨や地震といった異常気象時には臨時の点検を実施する。

【異常確認時の対応について】

- ・令和5年度以降のモニタリングや事案地の点検の結果、異常が確認された場合は、学識経験者への意見聴取のうえ、生活環境保全上の支障のおそれを評価し、必要な対応を検討・実施したい。

<委員からの主な意見>

- ・エリア①で濃度年平均値が環境基準値を超過している井戸についても、揚水浄化対策による一定の効果が見られていることから、問題は無い。
- ・令和5年度以降のモニタリングについては、長期間の実施も想定されるが、引き続き住民の安全・安心を確保できるよう県としてしっかり対応いただきたい。
- ・令和5年度以降のモニタリング地点数について、モニタリングを継続して傾向等が把握できた段階で、学識経験者に意見聴取のうえ、代表地点に集約するなど地点数等の見直しを行うことも考えられる。
- ・モニタリングの終了にあたっては、濃度年平均値の環境基準への適合だけでなく、濃度の変動傾向についても考慮されたい。
- ・異常確認時の対応について、経過観察と対策のいずれの対応を取った場合においても、学識経験者による事後の評価が得られるようにすること。